

令和3年度
「緊急事態食料安全保障指針」
に関するシミュレーション演習
の実施内容について

令和3年11月

農林水産省

令和3年度安保指針シミュレーション演習の実施内容（1）

目的

1. 緊急時においても円滑な食料供給を維持するため、不測の事態を具体的に想定した上で、必要となる対応を検討しその実施手順を整理するとともに、担当部局間の連携・役割分担を明確化し、関係者全体で共有する。
2. 演習の過程で明らかになった課題について、短期的あるいは中長期的に対応すべき事項に分けて検討し、その結果を安保指針に反映させること等により、不測時の対応について常に検証を行う。

概要

- 事前の調査票を基に、省内の担当者が対面で議論する。また、食料安全保障アドバイザリーボードから助言・講評をいただく。
- 7月1日付の安保指針の改正により「早期注意段階」が新設されたことを踏まえ、早期注意段階からレベル0～2までのシナリオとする。
- シナリオの基本的な前提条件は前回の演習（令和元年度）を踏襲しつつ、昨今の状況を踏まえた条件の追加・変更等を行う。
- 前回の演習（令和元年度）で課題されたことのうち「消費者対策」を重点テーマとする。

令和3年度安保指針シミュレーション演習の実施内容（2）

日程

令和3年11月26日（金） 農林水産省内会議室

[午前の部]

- ・早期注意段階及びレベル0におけるシミュレーション演習の実施
(主要な論点) 情報収集の強化、備蓄の活用の検討、食品産業事業者等への取組の促進、価格動向の調査・監視、消費者対策 等

[午後の部]

- ・レベル1及び2におけるシミュレーション演習の実施
(主要な論点) 緊急増産、生産転換、消費者対策 等
- ・食料安全保障アドバイザリーボード委員による講評

参加者

○農林水産省内関係部局・関係省庁
(各品目、農地整備、技術、広報担当等)

○食料安全保障アドバイザリーボード委員

シナリオイメージ

- 世界的な不作の発生により小麦、大豆及びとうもろこしの輸入が大幅に減少。
- 小麦、大豆の緊急増産、水稻、いも類等への生産転換等の対応を行う。

2XX0年

2XX1年

2XX2年

発生事象
(想定)

7月

9月

2月

9月

早期注意段階
・北米大陸で不作の見込
・小麦、大豆、とうもろこしの国際相場が高騰

レベル0
・北米大陸で不作
・小麦、大豆、とうもろこしの輸入量が平時の2割以上減少するおそれ

レベル1
・南半球で不作
・豪州からの小麦、ブラジルからの大豆、とうもろこしの輸入が停止する予測

レベル2
・北米大陸で2年連続の不作
・世界的不作で代替輸入の確保は困難
・食料輸入量が大幅に減少

安保指針
に基づく
主な対応策

・情報収集・分析
・情報発信
等

・備蓄の活用
・輸入の確保
・食品産業事業者等への取組の促進
・価格動向の調査・監視
等

・供給が減少する品目について、平時の8割の水準まで供給を回復させるため緊急増産
等

・1人1日当たり供給熱量2,200kcalを確保するため、熱量効率の高い作物へ生産転換
・畜産物生産量の計画的な減少を検討
等

(参考) 緊急事態食料安全保障指針について

農林水産省では、不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として講すべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示した「緊急事態食料安全保障指針(以下「指針」という。)」(平成24年9月農林水産省決定)を策定。

※下線部分は令和3年7月1日改正

○食料安全保障対策の概要

平素からの取組

- ・食料自給力の維持向上
- ・適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保
- ・国内外の食料供給に関する情報の収集・分析・提供
- ・平素からの効率的な情報収集・発信のための省内体制を強化
- ・早期の警戒監視の強化
- ・早期注意段階を新設し、情報の収集・分析の強化と、関連業界、消費者への的確な情報発信等を実施
- ・事業継続計画等の策定、状況に応じた見直し等を促進

レベル0 レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合

- ・食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
- ・備蓄の活用と輸入の確保
- ・規格外品の出荷、廃棄の抑制などの関係者の取組の促進
- ・食料の価格動向などの調査・監視

レベル1 特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安

- ・緊急の増産（国民生活安定緊急措置法）
- ・生産資材（種子・種苗、肥料、農薬）の確保（国民生活安定緊急措置法など）
- ・買い占めの是正など適正な流通の確保（買い占め等防止法など）
- ・標準価格の設定などの価格の規制（国民生活安定緊急措置法）

レベル2 1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合を目安

- ・熱量効率が高い作物などへの生産の転換（国民生活安定緊急措置法）
- ・既存農地以外の土地の利用
- ・食料の割当て・配給及び物価統制（物価統制令、国民生活安定緊急措置法、食糧法）
- ・石油の供給の確保（石油需給適正化法）

○食料の供給に影響を及ぼす不測の要因

(1) 国内における要因

- ①大規模自然災害や異常気象
- ②感染症の流行
- ③家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫
- ④食品の安全に関する事件・事故
- ⑤食品等のサプライチェーンの寸断
- ⑥地球温暖化等の気候変動

(2) 海外における要因

- ①大規模自然災害や異常気象
- ②感染症の流行
- ③家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫
- ④食品の安全に関する事件・事故
- ⑤港湾等での輸送障害
- ⑥輸出国等における紛争、政情不安、テロ
- ⑦輸出国における輸出規制
- ⑧輸出国一輸入国間等の貿易上の障害の発生（貿易摩擦）
- ⑨為替変動
- ⑩石油等の燃料の供給不足
- ⑪地球温暖化等の気候変動
- ⑫肥料（養殖用飼料）需給のひっ迫
- ⑬遺伝資源の入手困難
- ⑭水需給のひっ迫
- ⑮単収の伸び率の鈍化
- ⑯水産資源の変動
- ⑰人口増加に伴う食料需要増加
- ⑱バイオ燃料向け需要の増加
- ⑲新興国との輸入の競合

○不測の事態に対する体制

食料安全保障室



- ・レベル0以降の事態が発生又は当該事態に発展するおそれがあるとの判断
- ・食料供給に関する対策検討チームを開催

農林水産省対策本部

- (本部長：大臣、本部長代理：副大臣、副本部長：大臣政務官)
- ・不測時のレベルについて判断
 - ・農林水産省が実施すべき対策の協議・決定
 - ・政府対策本部の設置要請

政府対策本部

- ・不測の事態のレベルの判定
- ・政府一体となって取り組むべき対策を決定